

令和 8 年度 公共嘱託登記等業務契約書（案）

- 1 業務の名称 公共嘱託登記等業務
- 2 履行場所 沖縄県全域
- 3 履行期間 契約日の翌日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで
- 4 単価 (別紙 1) 業務数量(単価表) によるものとする。
- 5 契約保証金 沖縄県財務規則第 101 条による。

上記の業務について、沖縄県知事 玉城康裕（以下「甲」という。）と受注者名 ○○（以下「乙」という。）は、次の条項により単価契約を締結する。

（業務の範囲）

第 1 条 業務の範囲は、（別紙 2）業務及び作業内容に掲げるところによる。

（業務の処理）

第 2 条 乙は、甲が依頼する業務を処理するものとし、処理に当たっては、関係法令及びこの契約書に定めるもののほか、別紙業務仕様書に従いこれを履行しなければならない。

（業務処理と連絡）

- 第 3 条 甲は、その職員の中から業務処理に関する連絡員を置き、乙に通知するものとする。
- 2 乙は、甲との業務処理に関し、乙に所属する会員を復代理人に選任するものとする。
 - 3 乙は、復代理人の氏名、資格、事務所等を書面により通知するものとする。
 - 4 この契約の履行に関し、甲、乙間で受渡しする図面及び書類等は、甲又は乙の指示するものを除き、連絡員又は復代理人を経由しなければならない。
 - 5 乙は、乙又は復代理人に異動があったときは、書面により直ちに甲に通知するものとする。

（資料の提供等）

- 第 4 条 甲は、乙又は復代理人に業務に必要な資料を提供又は貸与するものとする。この場合、乙又は代理人は、提供又は貸与を受けた資料について、善良なる管理者の注意をもって保管しなければならない。
- 2 乙は、業務が完了した場合又はこの契約が解除された場合には、前項の資料を遅滞なく甲に返還しなければならない。

（用紙等の交付）

第 5 条 甲は、業務を行うために必要とする諸公簿閲覧等申請書その他登記に必要な用紙類を乙又は復代理人に交付するものとする。

（処理状況の報告）

第 6 条 甲は、必要があると認めるとき、乙に対し業務処理の状況その他関連する事項についての報告を求めることができる。

(処理困難なもの等の取り扱い)

第7条 乙は、業務の履行について、復代理人から書類等の不備や問題点の報告があった場合には、速やかに甲に報告し、その指示を受けるものとする。

2 乙は、業務のうち処理困難なものがある場合は、甲に処理困難届出書を速やかに提出し、甲の指示を受けるものとする。

(権利義務の譲渡の禁止)

第8条 乙は、この契約によって生じる権利義務を第三者に譲渡し又は担保に供し、若しくは承継させてはならない。

(秘密の保持)

第9条 乙は、業務の処理に関し知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第10条 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報の取扱については、別記「個人情報保護取扱特記事項」を守らなければならない。

(第三者に対する責任)

第11条 乙は、業務の処理に関し、乙の責に帰すべき事由によって第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(損害に対する必要経費の負担)

第12条 業務の履行に際し発生した損害（第三者に与えた損害を含む。）のために必要を生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責に帰すべき事由による場合は甲が負担するものとし、その額は、甲乙協議して定めるものとする。

(業務完了及び報告)

第13条 業務完了は、登記の日付とし、乙は、遅滞なく甲に業務完了報告書を提出しなければならない。ただし、当該年度内に登記完了が見込めないと判断された場合、登記申請書をもって業務完了とすることができるものとする。

(業務料の請求及び支払い)

第14条 乙は、甲が、登記済証の交付を受けたら、書面により業務料の支払いを請求できるものとする。

2 甲は、前項の規定により適法な請求書を受理した日から30日以内に、請求に係る金額を乙に支払わなければならない。

(契約の解除)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、乙に損害が生じて、甲は、その責任を負わないものとする。

(1) 乙が、この契約に定める義務を履行しないとき。

- (2) 乙がこの契約に違反し、その違反によりこの契約の履行が不可能となったとき。
 - (3) この契約の履行に関し、乙又は乙の従業員に不正な行為があったとき。
 - (4) 乙が契約に係る重要な事項について故意若しくは重過失により事実を告げず、又は不実のことを告げる行為をしたとき。
 - (5) 乙が宅地建物取引業に関して、不正又は不当な行為をしたとき。
- 2 甲は、前項に規定する場合のほか、乙（第1号から第5号までに掲げる場合にあっては、乙又はその支配人（乙が法人の場合にあっては、乙又はその役員若しくはその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者））が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。
- (1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。第5号及び第6号において同じ。）であると認められるとき。
 - (2) 自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）の威力を利用したと認められるとき。
 - (3) 暴力団の威力を利用する目的で金品その他財産上の利益の供与（以下この号及び次号において「金品等の供与」という。）をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められるとき。
 - (4) 正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められるとき。
 - (5) 暴力団員と交際していると認められるとき。
 - (6) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与していると認められるとき。
 - (7) その者又はその支配人（その者が法人の場合にあっては、その者又はその役員若しくはその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者）が第1号から前号までのいずれかに該当することを知りながら当該者とこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約を締結したと認められるとき。
 - (8) 第1号から第6号までのいずれかに該当する者を契約の相手方とするこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約（前号に該当する場合の当該契約を除く。）について、甲が求めた当該契約の解除に従わなかったとき。

（不当介入に関する通報・報告）

第16条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（労働関係法令の遵守及び調査）

第17条 乙は労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守しなければならない。

2 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して前項の状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。

（協 議）

第18条 この契約の締結の時に予測することができなかった事由が生じたときは、甲乙協議のうえ、この契約書に記載の約款を変更することができる。

- 2 この契約書に記載の約款について疑義を生じたとき、又は、当該約款に定めのない事項が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

上記契約の証として、本書2通を作成し、記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 8年 4月 日

甲 沖縄県那覇市泉崎1-2-2

沖縄県知事 玉城 康裕

乙

別記

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（適正管理）

第3 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（作業場所の特定）

第4 乙は、甲の特定する作業場所において、個人情報を取り扱うものとする。特定した作業場所から当該個人情報を持ち出すことは、厳禁とする。

（収集の制限）

第5 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（目的外利用・提供の禁止）

第6 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写又は複製の禁止）

第7 乙は、この契約による事務を行うために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りでない。

（事務従事者への周知）

第8 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、沖縄県個人情報保護条例により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

（再委託の禁止）

第9 乙は、この契約による個人情報取扱事務については自ら行うものとし、第三者にその取扱いを委託してはならない。ただし、甲が承諾した場合はこの限りでない。

(資料等の返還等)

第 10 乙は、この契約による事務を行うために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

また、甲の承諾を得て再委託をした場合、乙は甲の指示により、この契約の終了後直ちに当該再委託先から個人情報が記録された資料等を回収するものとする。

(調査)

第 11 乙は、この契約による事務を行うに当たり取り扱っている個人情報の状況について、甲の求めがあった場合は、随時調査報告することとする。

(事故発生時における報告)

第 12 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償)

第 13 業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、乙が負担するものとする。